

漁業管理組織調査の対象となる漁業管理の枠組み

資料4

調査の対象外

漁業法

(水産資源保護法)

漁場利用の調整を主眼にしつつ、併せて水産資源保護法と相まった漁獲努力量の規制による水産資源の管理

漁獲能力、漁獲努力量の管理
(= 隻数、操業期間、漁具・漁法等の規制)
漁場使用者の決定・管理
国：指定漁業、大臣承認漁業
都道府県：法定知事許可漁業、漁業調整規則、漁業権の免許・管理

TAC制度

漁獲量が多く社会経済的に重要な魚種について、資源動向、漁業経営等を勘案した漁獲量上限を設定し、漁業を管理する制度

対象魚種(7種): サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ・ゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニ

魚種別の採捕量を管理(= 魚種毎の年間漁獲量上限の規制)
漁業法及び水産資源保護法による措置と相まって、海洋生物資源の保存・管理を図る
平成8年の国連海洋法条約の批准により導入
(海洋生物資源の保存及び管理に関する法律)

資源回復計画

資源状態が悪い魚種等について、漁獲努力量削減・資源培養・漁場保全などを総合的に進めるためのマスタープラン

平成14年4月より計画の導入
平成19年2月15日公表時点で33計画

TAE制度

資源回復計画の一部の魚種について、漁業種類・海域を定めた上で漁獲努力量の上限を「可能量」として漁業管理を行う制度
対象魚種(9種): アカガレイ、イカナゴ、サメガレイ、サワラ、トラフグ、マガレイ、マコガレイ、ヤナギムシガレイ、ヤリイカ

自主的な漁業管理

上記等の法制度に定められた範囲以外の漁業管理(自主的管理)
漁業センサスでは、このうち、文書による取決めのある組織を対象に調査

自主的な休漁期間の設定

例えば、漁期の間、水曜日と土曜日は一斉休漁する
" 資源回復計画で決定した休漁期間の後も自主的に休漁して資源量の増加を待つ

自主的な体長制限の設定

例えば、網の目合を大きくして、小型魚の漁獲を避ける
" 県の調整規則で定めらたヒラメの体長制限30cmを自主的に35cmに引き上げる

自主的な漁場環境の保全

例えば、前浜でアサリを獲る漁業者グループが、漁期後に海底の貝殻・死骸除去を行う
" 仔稚魚の育成場を確保するために、漁協の刺し網部会が藻場の造成・管理を行う

調査の対象

漁業管理組織調査を「漁協に関係する組織」に限定することについて

漁業管理組織とは、漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる自主的な漁業管理を行う組織であって、文書による取決めのあるものをいう。

漁業調整規則等の法制度に定められた範囲以外に、組織独自の取組として行う漁業管理をいう。

2003年漁業センサス 調査対象 (1,608組織)

参加漁業経営体が複数の都道府県に及ぶ組織も含まれる

漁業協同組合に関連した組織 (1,533組織、95.3%)

1 単一組織 (413組織、25.7%) 漁協が主体

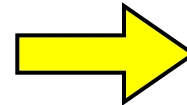
2 連合組織 (109組織、6.8%) 複数漁協又は漁業協同組合連合会が主体

3 下部組織 (701組織、43.6%) 漁協の組織内に設置された部会等が主体

4 任意組織 (310組織、19.3%) 漁協組合員が独自に組織した部会等が主体

5 その他の組織 (75組織、4.7%) 複数の漁業経営体による自主的な集まり
・漁業生産組合等漁協以外の団体が主体

漁業協同組合に関連した組織
に限定して調査



調査員調査化、自計申告調査化への移行に伴い、調査客体の特定化が必須
(「その他の組織」の完全な把握が困難)

漁協関連の漁業管理組織は全体の95%を占めており、調査対象を漁協の関連に限定することで客体把握及び実査の効率化を図る

例えば、

- 〇〇網漁業者連絡会、
- 〇〇県〇〇漁業協議会、
- 〇〇生産組合、
- 〇〇漁業船主会、等

2008年漁業センサス 調査対象(案)

漁業協同組合に関連した組織

1 単一組織

2 連合組織

3 下部組織

4 任意組織